

再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する受付要領
改定履歴

改定日	主な改定内容
【制定】 平成27年5月26日	再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する受付要領制定
【第1回改定】 平成28年8月19日	<p>「蓄電池の設置に係る要件」</p> <p>○蓄電池設置要件を拡大。</p> <p>【変更前】 パワーコンディショナー（以下、PCSといいます。）の発電機側（直流側）に蓄電池と再生可能エネルギー発電設備とを設置することとする。</p> <p>【変更後】 変更前の蓄電池設置要件に加え、蓄電池と再生可能エネルギー発電設備毎にPCSを設置し、系統側（交流側）で双方を接続する場合の要件を追加。</p> <p>「蓄電池設置の申込み」</p> <p>○蓄電池設置要件の拡大に伴い、提出が必要な資料を追加。</p> <p>【変更前】 蓄電池の充放電に関わる説明資料。</p> <p>【変更後】 蓄電池の充放電の協調制御方法に関する説明資料、および協調制御におけるシステム構成機器の各性能を確認することが可能な試験データ。</p> <p>「その他」</p> <p>○一般住宅等へ取付ける機会が多い、余剰配線での余剰売電形態における蓄電池設置に関しては、本受付要領によらないことを明記。</p>